

飲食業支援給付金

に関するお知らせ

趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少し、事業活動に支障が生じている市内飲食業者に対し、十和田市飲食業支援給付金を支給します。

金額

一店舗当たり **20万円以内**

対象者

- ①十和田市内で飲食業を営む事業者
- ②令和2年10月から令和3年3月までのいずれかの月（減収月）の売上高が前年同月と比較し30%以上減少している事業者
（創業1年に満たない事業者は、前月又は前々月の売上高と比較し30%以上減少していること）
- ③給付金の支給後も事業活動を継続する意欲があること
- ④確定申告又は住民税の申告をしていること
- ⑤令和2年度の市税等に滞納がないこと （猶予を受けている方を除きます）
- ⑥感染症対策を講じていること

申込期間

令和3年3月8日から4月30日まで

提出書類

1. 給付金支給申請書
 2. 申告に関する書類の写し※
個人：令和元年分確定申告書又は令和2年度住民税申告書類等
法人：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書
 3. 減収月と前年同月の売上高が確認できる書類
 4. 飲食店の営業許可証等の写し※
 5. 感染対策を講じていることがわかる書類等の写し
- ※前回の十和田市飲食業支援給付金申請時添付している場合は省略可

感染拡大防止のため郵送による申請にご協力ください

十和田市新型コロナウイルス感染症特別対策室

申込み・
問合せ先

〒034-8615 十和田市西十二番町6-1（商工観光課）
TEL：0176-51-6773 FAX：0176-22-9799

対象事業者について

飲食業者

日本標準産業分類による飲食店等

- ・ 食堂、レストラン、居酒屋、スナック など
客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる事業者
- ・ 持ち帰りすし店や持ち帰り弁当屋など
客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業者
- ・ 宅配ピザや仕出し屋など
客の注文に応じ調理した飲食料品を客の求める場所へ届ける事業者

対象外

- ・ スーパーやコンビニなど
小売りを営業の主体としていると認められる者
- ・ 社員食堂、宿泊施設内食事会場など
特定の者に対してのみ飲食を提供している者

よくある質問（Q & A）

- Q 以前、十和田市飲食業支援給付金又は十和田市経済支援対策給付金を受給していますが、今回も申請できますか？
- A 再度申請できます。
- Q 飲食店以外の事業も行っていますが対象となりますか？
- A 市内で飲食店を営んでいれば対象となります。
- Q 1店舗あたり必ず20万円が支給されるのですか？
- A 減収月の前年同月の売上高が20万円未満であれば、その額（千円未満切り捨て）が支給金額の上限となります。
- Q 提出書類5の感染対策を講じていることがわかる書類とは何ですか？
- A 次のいずれかを添付してください。
- ・ 「青森県新しい生活様式対応推進応援金」の給付を受けている方はその支給決定通知書の写し
 - ・ 3つ以上の感染対策の取組み状況がわかる写真等
※市・十和田商工会議所・十和田湖商工会が作成した「安心対策実施店ステッカー」
又は市・十和田市飲食業協会が作成した「安心対策実施店ステッカー」の配付を受けている店舗は、
感染対策状況等を把握しているため、写真等の添付を省略することができます。

**※ その他の質問や申請書類の様式は、
市ホームページに掲載しています。**

